

トラクターショベル（1.3m³級）仕様書

品名 トラクターショベル（1.3m³級）

数量 1台

概要

この仕様書は、トラクターショベル（1.3m³級、車輪式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものである。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものである。

ここに明記されていない箇所については越前市（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）が協議のうえ決定する。

目的

除雪ドーザは、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路上における一般除雪、拡幅除雪、交差点処理等の除雪作業に使用するものである。

1. 性能

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 走行速度（前進） | 30km/h以上 |
| （後進） | 15km/h以上 |
| (2) 最大けん引力 | 51.0kN以上 |
| (3) 運転室内騒音レベル | 85dB(A)以下 |

（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成4年10月1日、基発第546号）第Ⅰ管理区分に準ずる。

2. 主要諸元

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 全長 | 6,300mm以下 |
| (2) バケット容量 | 1.3m ³ |
| (2) 全幅（バケット幅） | 2,400mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,700mm以下 |
| (4) 最低地上高 | 300mm以上 |
| (5) 車両総質量 | 7,000kg以上～20,000kg未満 |

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (6) 最小回転半径（最外輪中心） | 5.0m以下 |
| (7) 乗車定員 | 1人 |

3. 車体

(1) 機関

形式 水冷、ディーゼル機関

定格出力 58kW以上

(2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。

(3) タイヤ

形式 スノータイヤ（スタッドレス）またはそれに準ずるもの

(4) かじ取装置

形式 車体屈折式

(5) 運転室

構造 全鋼製密閉形

ワイパー 冬用ワイパーブレード付

(6) 振動制御 振動抑制装置を設けること

4. 計器類

(1) 速度計又は機関回転計 1式

(2) 燃料計 1式

(3) アワーメータ 1式

(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1式

(5) 水温計 1式

(6) 充電警告灯 1式

(7) 運行記録計
(45km/h速度計、機関回転記録計付、7日計付及び26時間計兼用形) 1式

5. 照明装置類

(1) 前方作業灯 2灯以上

(2) 後方作業灯 2灯以上

(3) 黄色灯火（散光式） 1式

6. 付属装置及び付属品

6-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー 1式

(2) エアコン 1式

(3) ウィンドウウォッシャー（前後、電動式） 1式

(4) 標識板（300×570mm以上、車体後部取付） 1式

(5)アンダーミラー(後) またはそれに準ずるもの	1式
(6)バッテリーディスコネクトスイッチ	1式
(7)バックモニター	1式
(8)サイドミラー (左右)	1式

6-2 車両総質量に含まないもの

(1)標準付属工具	1式
(2)取扱説明書	1部
(3)部品表	1部
(4)履歴簿	1部
(5)床マット	1式
(6)タイヤチェーン (2ペア)	1式

7. 塗装

通常塗装とする。

8. 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

9. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときには、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

10. 保守・メンテナンス

保守・メンテナンスは、販売元の整備士を3名以上常駐させ、平日・夜間・昼夜を問わず、緊急時においても迅速に対応できる体制を整えておくこと。なお、外注等はできないものとする。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は付加仕様も含め、全て新品でなければならない。

1 1 - 2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火は運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

1 1 - 3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

1 1 - 4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請、自動車損害賠償責任保険（24ヶ月）の加入及び道路維持作業車の申請・届出等についてかかる費用は乙の負担により行うものとする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

1 1 - 5 納入期限及び納入場所

乙は、登録等を完了し作業ができる状況で、令和8年3月31日までに越前市道路維持事務所（越前市千福町373）へ納入すること。また、納入場所までの輸送費及び輸送に係る物品の保険費用は乙の負担とする。

1 1 - 6 社会情勢等の変化

社会情勢等の変化により、納入期限が遅延することが予想される場合には、乙は速やかに甲へ報告すること。また、この場合は、甲、乙が双方協議のうえ、解決策を講じるものとする。

除雪ドーザー（8t級）仕様書

品名 除雪ドーザー（8t級）

数量 1台

概要

この仕様書は、除雪ドーザー（8t級、車輪式、マルチプラウ）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものである。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものである。

ここに明記されていない箇所については越前市（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）が協議のうえ決定する。

目的

除雪ドーザーは、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路上における一般除雪、拡幅除雪、交差点処理等の除雪作業に使用するものである。

1. 性能（JCMAS T007性能試験）

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 除雪幅（アングル角30度において） | 2,600mm以上 |
| (2) 除雪能力（プラウ排雪） | 1,900t/h以上 |
| (3) 走行速度（前進） | 30km/h以上 |
| （後進） | 15km/h以上 |
| (4) 最大けん引力 | 51.0kN以上 |
| (5) 運転室内騒音レベル | 85dB(A)以下 |

（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成4年10月1日、基発第546号）第Ⅰ管理区分に準ずる。

2. 主要諸元

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 全長（除雪装置地上、ストレート時） | 7,000mm以下 |
| （プラウ接地、最大アングリング時） | 8,000mm以下 |
| (2) 全幅（車両単体） | 2,300mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,700mm以下 |
| (4) 最低地上高 | 300mm以上 |
| (5) 車両総質量 | 7,000kg以上～20,000kg未満 |

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (6) 最小回転半径（最外輪中心） | 5.0m以下 |
| (7) 乗車定員 | 1人 |

3. 車体

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 機関 | |
| 形式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 58kW以上 |
| (2) 動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。 |
| (3) タイヤ | |
| 形式 | スノータイヤ（スタッドレス）またはそれに準ずるもの |
| (4) かじ取装置 | |
| 形式 | 車体屈折式 |
| (5) 運転室 | |
| 構造 | 全鋼製密閉形 |
| ワイパー | 冬用ワイパーブレード付 |
| (6) 振動制御 | 振動抑制装置を設けること |

4. 除雪装置

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|--|
| (1) 形式 | 油圧式マルチプラウ形 | |
| (2) 能力 | | |
| 切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端） | 地下100mm～地上3,000mm以上 | |
| アングリング角度 | 左右各30度以上 | |
| 上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） | 500mm/s以上 | |
| (3) プラウ | | |
| 構造 | 鋼板円筒曲面構造 | |
| 全幅 | 3,100mm以上 | |
| 全高 | 800mm以上 | |
| そり | 除雪装置の設置状態を調整できるそりを有すること | |
| 切刃 | ストレート形平形刃先（JIS D6101） | |

5. 計器類

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 速度計又は機関回転計 | 1式 |
| (2) 燃料計 | 1式 |
| (3) アワーメータ | 1式 |
| (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |
| (5) 水温計 | 1式 |

(6) 充電警告灯	1式
(7) 運行記録計 (45km/h速度計、機関回転記録計付、7日計付及び26時間計兼用形)	1式
6. 照明装置類	
(1) 前方作業灯	2灯以上
(2) 後方作業灯	2灯以上
(3) 黄色灯火 (散光式)	1式
7. 付属装置及び付属品	
7-1 車両総質量に含むもの	
(1) バックブザー	1式
(2) エアコン	1式
(3) ウィンドウウォッシャー (前後、電動式)	1式
(4) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付)	1式
(5) アンダーミラー(後) またはそれに準ずるもの	1式
(6) バッテリディスコネクトスイッチ	1式
(7) バックモニター	1式
(8) サイドミラー (左右)	1式
7-2 車両総質量に含まないもの	
(1) 標準付属工具	1式
(2) 取扱説明書	1部
(3) 部品表	1部
(4) 履歴簿	1部
(5) 床マット	1式
(6) タイヤチェーン (2ペア)	1式
8. 塗装	
通常塗装とする。	
9. 検査	
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。	
ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。	
検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。	

10. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときには、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11. 保守・メンテナンス

保守・メンテナンスは、販売元の整備士を3名以上常駐させ、平日・夜間・昼夜を問わず、緊急時においても迅速に対応できる体制を整えておくこと。なお、外注等はできないものとする。

12. その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は付加仕様も含め、全て新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火は運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請、自動車損害賠償責任保険（24ヶ月）の加入及び道路維持作業車の申請・届出等についてかかる費用は乙の負担により行うものとする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

12-5 納入期限及び納入場所

乙は、登録等を完了し作業ができる状況で、令和8年3月31日までに越前市道路維持事務所（越前市千福町373）へ納入すること。また、納入場所までの輸送費及び輸送に係る物品の保険費用は乙の負担とする。

12-6 社会情勢等の変化

社会情勢等の変化により、納入期限が遅延することが予想される場合には、乙は速やかに甲へ報告すること。また、この場合は、甲、乙が双方協議のうえ、解決策を講じるものとする。

除雪ドーザー（11t級）仕様書

品名 除雪ドーザー（11t級）

数量 1台

概要

この仕様書は、除雪ドーザー（11t級、車輪式、マルチプラウ）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものである。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものである。

ここに明記されていない箇所については越前市（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）が協議のうえ決定する。

目的

除雪ドーザーは、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路上における一般除雪、拡幅除雪、交差点処理等の除雪作業に使用するものである。

1. 性能（JCMAS T007性能試験）

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 除雪幅（アングル角30度において） | 2,800mm以上 |
| (2) 除雪能力（プラウ排雪） | 2,500t/h以上 |
| (3) 走行速度（前進） | 30km/h以上 |
| （後進） | 15km/h以上 |
| (4) 最大けん引力 | 78.0kN以上 |
| (5) 運転室内騒音レベル | 85dB(A)以下 |

（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成4年10月1日、基発第546号）第Ⅰ管理区分に準ずる。

2. 主要諸元

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 全長（除雪装置地上、ストレート時） | 8,000mm以下 |
| （プラウ接地、最大アングリング時） | 9,000mm以下 |
| (2) 全幅（車両単体） | 2,600mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,700mm以下 |
| (4) 最低地上高 | 300mm以上 |
| (5) 車両総質量 | 10,000kg以上～20,000kg未満 |

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (6) 最小回転半径（最外輪中心） | 5.5m以下 |
| (7) 乗車定員 | 1人 |

3. 車体

(1) 機関

- | | |
|------|------------|
| 形式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 80kW以上 |

(2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。

(3) タイヤ

- | | |
|----|---------------------------|
| 形式 | スノータイヤ（スタッドレス）またはそれに準ずるもの |
|----|---------------------------|

(4) かじ取装置

- | | |
|----|-------|
| 形式 | 車体屈折式 |
|----|-------|

(5) 運転室

- | | |
|------|-------------|
| 構造 | 全鋼製密閉形 |
| ワイパー | 冬用ワイパーブレード付 |

(6) 振動制御 振動抑制装置を設けること

4. 除雪装置

(1) 形式 油圧式マルチプラウ形

(2) 能力

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端） | 地下100mm～地上3,000mm以上 |
| アングリング角度 | 左右各30度以上 |
| 上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） | 500mm/s以上 |

(3) プラウ

- | | |
|----|-------------------------|
| 構造 | 鋼板円筒曲面構造 |
| 全幅 | 3,300mm以上 |
| 全高 | 1,000mm以上 |
| そり | 除雪装置の設置状態を調整できるそりを有すること |
| 切刃 | ストレート形平形刃先（JIS D6101） |

5. 計器類

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 速度計又は機関回転計 | 1式 |
| (2) 燃料計 | 1式 |
| (3) アワーメータ | 1式 |
| (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |
| (5) 水温計 | 1式 |

(6) 充電警告灯	1式
(7) 運行記録計 (45km/h速度計、機関回転記録計付、7日計付及び26時間計兼用形)	1式
6. 照明装置類	
(1) 前方作業灯	2灯以上
(2) 後方作業灯	2灯以上
(3) 黄色灯火 (散光式)	1式
7. 付属装置及び付属品	
7-1 車両総質量に含むもの	
(1) バックブザー	1式
(2) エアコン	1式
(3) ウィンドウウォッシャー (前後、電動式)	1式
(4) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付)	1式
(5) アンダーミラー(後) またはそれに準ずるもの	1式
(6) バッテリディスコネクトスイッチ	1式
(7) バックモニター	1式
(8) サイドミラー (左右)	1式
7-2 車両総質量に含まないもの	
(1) 標準付属工具	1式
(2) 取扱説明書	1部
(3) 部品表	1部
(4) 履歴簿	1部
(5) 床マット	1式
(6) タイヤチェーン (2ペア)	1式
8. 塗装	
通常塗装とする。	
9. 検査	
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。	
ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。	
検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。	

10. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときには、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11. 保守・メンテナンス

保守・メンテナンスは、販売元の整備士を3名以上常駐させ、平日・夜間・昼夜を問わず、緊急時においても迅速に対応できる体制を整えておくこと。なお、外注等はできないものとする。

12. その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は付加仕様も含め、全て新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火は運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請、自動車損害賠償責任保険（24ヶ月）の加入及び道路維持作業車の申請・届出等についてかかる費用は乙の負担により行うものとする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

12-5 納入期限及び納入場所

乙は、登録等を完了し作業ができる状況で、令和8年3月31日までに越前市道路維持事務所（越前市千福町373）へ納入すること。また、納入場所までの輸送費及び輸送に係る物品の保険費用は乙の負担とする。

12-6 社会情勢等の変化

社会情勢等の変化により、納入期限が遅延することが予想される場合には、乙は速やかに甲へ報告すること。また、この場合は、甲、乙が双方協議のうえ、解決策を講じるものとする。

除雪ドーザー（14t級）仕様書

品名 除雪ドーザー（14t級）

数量 1台

概要

この仕様書は、除雪ドーザー（14t級、車輪式、マルチプラウ）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものである。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものである。

ここに明記されていない箇所については越前市（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）が協議のうえ決定する。

目的

除雪ドーザーは、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路上における一般除雪、拡幅除雪、交差点処理等の除雪作業に使用するものである。

1. 性能（JCMAS T007性能試験）

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 除雪幅（アングル角30度において） | 3,000mm以上 |
| (2) 除雪能力（プラウ排雪） | 2,900t/h以上 |
| (3) 走行速度（前進） | 33km/h以上 |
| （後進） | 15km/h以上 |
| (4) 最大けん引力 | 95.0kN以上 |
| (5) 運転室内騒音レベル | 85dB(A)以下 |

（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成4年10月1日、基発第546号）第Ⅰ管理区分に準ずる。

2. 主要諸元

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 全長（除雪装置地上、ストレート時） | 8,000mm以下 |
| （プラウ接地、最大アングリング時） | 9,000mm以下 |
| (2) 全幅（車両単体） | 2,800mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,700mm以下 |
| (4) 最低地上高 | 300mm以上 |
| (5) 車両総質量 | 12,000kg以上～20,000kg未満 |

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量を含むものとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (6) 最小回転半径（最外輪中心） | 5.5m以下 |
| (7) 乗車定員 | 1人 |

3. 車体

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (1) 機関 | |
| 形式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 80kW以上 |
| (2) 動力伝達装置 | |
| 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。 | |
| (3) タイヤ | |
| 形式 | スノータイヤ（スタッドレス）またはそれに準ずるもの |
| (4) かじ取装置 | |
| 形式 | 車体屈折式 |
| (5) 運転室 | |
| 構造 | 全鋼製密閉形 |
| ワイパー | 冬用ワイパーブレード付 |
| (6) 振動制御 | |
| 振動抑制装置を設けること | |

4. 除雪装置

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|--|
| (1) 形式 | 油圧式マルチプラウ形 | |
| (2) 能力 | | |
| 切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端） | 地下100mm～地上3,000mm以上 | |
| アングリング角度 | 左右各30度以上 | |
| 上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） | 500mm/s以上 | |
| (3) プラウ | | |
| 構造 | 鋼板円筒曲面構造 | |
| 全幅 | 3,500mm以上 | |
| 全高 | 1,100mm以上 | |
| そり | 除雪装置の設置状態を調整できるそりを有すること | |
| 切刃 | ストレート形平形刃先（JIS D6101） | |

5. 計器類

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 速度計又は機関回転計 | 1式 |
| (2) 燃料計 | 1式 |
| (3) アワーメータ | 1式 |
| (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |
| (5) 水温計 | 1式 |

(6) 充電警告灯	1式
(7) 運行記録計 (45km/h速度計、機関回転記録計付、7日計付及び26時間計兼用形)	1式
6. 照明装置類	
(1) 前方作業灯	2灯以上
(2) 後方作業灯	2灯以上
(3) 黄色灯火 (散光式)	1式
7. 付属装置及び付属品	
7-1 車両総質量に含むもの	
(1) バックブザー	1式
(2) エアコン	1式
(3) ウィンドウウォッシャー (前後、電動式)	1式
(4) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付)	1式
(5) アンダーミラー(後) またはそれに準ずるもの	1式
(6) バッテリディスコネクトスイッチ	1式
(7) バックモニター	1式
(8) サイドミラー (左右)	1式
7-2 車両総質量に含まないもの	
(1) 標準付属工具	1式
(2) 取扱説明書	1部
(3) 部品表	1部
(4) 履歴簿	1部
(5) 床マット	1式
(6) タイヤチェーン (2ペア)	1式
8. 塗装	
通常塗装とする。	
9. 検査	
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。	
ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。	
検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。	

10. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときには、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11. 保守・メンテナンス

保守・メンテナンスは、販売元の整備士を3名以上常駐させ、平日・夜間・昼夜を問わず、緊急時においても迅速に対応できる体制を整えておくこと。なお、外注等はできないものとする。

12. その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は付加仕様も含め、全て新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火は運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請、自動車損害賠償責任保険（24ヶ月）の加入及び道路維持作業車の申請・届出等についてかかる費用は乙の負担により行うものとする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

12-5 納入期限及び納入場所

乙は、登録等を完了し作業ができる状況で、令和8年3月31日までに越前市道路維持事務所（越前市千福町373）へ納入すること。また、納入場所までの輸送費及び輸送に係る物品の保険費用は乙の負担とする。

12-6 社会情勢等の変化

社会情勢等の変化により、納入期限が遅延することが予想される場合には、乙は速やかに甲へ報告すること。また、この場合は、甲、乙が双方協議のうえ、解決策を講じるものとする。